

保護者各位

船橋市長 松戸 徹

(公 印 省 略)

園児が感染した場合における療養期間等について

日頃より本市の保育所等における新型コロナウイルス感染症対策にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

令和 4 年 9 月 7 日、厚生労働省により新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しが行われ、今般、同省より保育所等における対応が通知されました。通知では、発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には 8 日目から療養解除を可能とする取扱等が示されています。

これを受け、船橋市の保育所等における対応については下記の通りとしますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 園児が感染した場合における療養期間について

発症日（無症状の場合は検体採取日）から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には、8 日目から療養解除となり登園可能とします。

※これまでは上記波線部が「10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過」

ただし、有症状者については発症日から 10 日間が経過するまでの感染予防行動として、手洗い・消毒などの基本的対策や、感染リスクの高い活動を避けるなどの取組の徹底をお願いします。

【発症日から 7 日間経過し、症状軽快から 24 時間経過している場合は 8 日目解除】

0 日	1 日	・・・	6 日	7 日	8 日
発症日 (無症状の場合 は検体採取日)					登園 可能日
		・・・			

(有症状者の場合)
10 日間を経過するまでは
健康状態の確認

2. 保育料減免について

療養期間（原則 7 日目まで）については、保育料減免の対象となります。また、療養期間経過後も発症日から 10 日間は感染リスクが残存するとされていることから、感染した園児が発症日から 8～10 日目において連続して登園を控えた場合にも減免の対象とします。

減免については、0～2 歳児（市民税課税世帯）の船橋市在住の方に適用されるものです。市外在住の方はお住まいの自治体へお問い合わせください。

3. その他

園児の同居家族が陽性となった場合等の濃厚接触者の待機期間や休園の取扱については、令和 4 年 7 月 27 日付市通知による対応を継続します。

保護者の皆様へ感染拡大防止についてのお願い

感染拡大防止のため、下記事項についてご配慮いただくようご協力をお願いします。

- お子様の健康状態により一層ご留意いただき、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）が疑われる発熱や呼吸器症状（咳、咽頭痛など）が認められる場合は登園を控えてください。

また、同居家族に感染症が疑われる症状がある場合も登園を控えてください。

- お子様が新型コロナウイルスに感染、または濃厚接触者となった場合は、登園を控え、速やかに園へ連絡し詳しい状況をお知らせください。なお、お知らせいただいた内容は、市（保育認定課及び保健所）と共有させていただき、疫学調査等のために使用させていただきます。

- 「合同保育」は感染拡大の一因となることがあるため、感染拡大期においては園により朝・夕の保育利用を短くするなどをお願いする場合があります。その際には、可能な限りでご協力をお願いします。